

墨田区公衆便所に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行																																																				
<p>（設置）</p> <p>第 2 条 〔略〕</p> <p>2 区長は、公衆便所を設置し、又は廃止したときは、その名称及び位置その他必要な事項を公示しなければならない。</p> <p>別表</p> <p>公衆便所の名称及び位置</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法恩寺橋公衆便所</td> <td>〔略〕</td> </tr> <tr> <td>枕橋際公衆便所</td> <td>〔略〕</td> </tr> <tr> <td>錦糸公園内公衆便所</td> <td>〔略〕</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">〔削除〕</td> </tr> <tr> <td>東京都慰霊堂北側公衆便所～永倉公衆便所</td> <td>〔略〕</td> </tr> <tr> <td>長崎橋際公衆便所</td> <td>〔略〕</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">〔削除〕</td> </tr> <tr> <td>江東橋際公衆便所～白鬚公衆便所</td> <td>〔略〕</td> </tr> <tr> <td>押上駅前自転車駐車場内公衆便所</td> <td>東京都墨田区押上一丁目 8 番 2 5 号</td> </tr> <tr> <td>まち歩きトイレ業平橋</td> <td>東京都墨田区東駒形四丁目 1 5 番 1 8 号</td> </tr> <tr> <td>まち歩きトイレ錦糸</td> <td>東京都墨田区錦糸一丁目 1 番 1 号</td> </tr> <tr> <td>まち歩きトイレ言問橋</td> <td>東京都墨田区向島二丁目 1 番 6 6 号</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	位 置	法恩寺橋公衆便所	〔略〕	枕橋際公衆便所	〔略〕	錦糸公園内公衆便所	〔略〕	〔削除〕		東京都慰霊堂北側公衆便所～永倉公衆便所	〔略〕	長崎橋際公衆便所	〔略〕	〔削除〕		江東橋際公衆便所～白鬚公衆便所	〔略〕	押上駅前自転車駐車場内公衆便所	東京都墨田区押上一丁目 8 番 2 5 号	まち歩きトイレ業平橋	東京都墨田区東駒形四丁目 1 5 番 1 8 号	まち歩きトイレ錦糸	東京都墨田区錦糸一丁目 1 番 1 号	まち歩きトイレ言問橋	東京都墨田区向島二丁目 1 番 6 6 号	<p>〔同左〕</p> <p>第 2 条 〔略〕</p> <p>2 区長は、公衆便所を設置又は廃止したときは、その名称及び位置その他必要な事項を公示しなければならない。</p> <p>別表</p> <p>公衆便所の名称及び位置</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法恩寺橋公衆便所</td> <td>〔略〕</td> </tr> <tr> <td>枕橋際公衆便所</td> <td>〔略〕</td> </tr> <tr> <td>錦糸公園内公衆便所</td> <td>〔略〕</td> </tr> <tr> <td>言問橋際公衆便所</td> <td>東京都墨田区向島二丁目 1 番 6 6 号</td> </tr> <tr> <td>東京都慰霊堂北側公衆便所～永倉公衆便所</td> <td>〔略〕</td> </tr> <tr> <td>長崎橋際公衆便所</td> <td>〔略〕</td> </tr> <tr> <td>業平橋際公衆便所</td> <td>東京都墨田区東駒形四丁目 1 5 番 1 8 号</td> </tr> <tr> <td>江東橋際公衆便所～白鬚公衆便所</td> <td>〔略〕</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">〔新設〕</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">〔新設〕</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">〔新設〕</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">〔新設〕</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	位 置	法恩寺橋公衆便所	〔略〕	枕橋際公衆便所	〔略〕	錦糸公園内公衆便所	〔略〕	言問橋際公衆便所	東京都墨田区向島二丁目 1 番 6 6 号	東京都慰霊堂北側公衆便所～永倉公衆便所	〔略〕	長崎橋際公衆便所	〔略〕	業平橋際公衆便所	東京都墨田区東駒形四丁目 1 5 番 1 8 号	江東橋際公衆便所～白鬚公衆便所	〔略〕	〔新設〕		〔新設〕		〔新設〕		〔新設〕	
名 称	位 置																																																				
法恩寺橋公衆便所	〔略〕																																																				
枕橋際公衆便所	〔略〕																																																				
錦糸公園内公衆便所	〔略〕																																																				
〔削除〕																																																					
東京都慰霊堂北側公衆便所～永倉公衆便所	〔略〕																																																				
長崎橋際公衆便所	〔略〕																																																				
〔削除〕																																																					
江東橋際公衆便所～白鬚公衆便所	〔略〕																																																				
押上駅前自転車駐車場内公衆便所	東京都墨田区押上一丁目 8 番 2 5 号																																																				
まち歩きトイレ業平橋	東京都墨田区東駒形四丁目 1 5 番 1 8 号																																																				
まち歩きトイレ錦糸	東京都墨田区錦糸一丁目 1 番 1 号																																																				
まち歩きトイレ言問橋	東京都墨田区向島二丁目 1 番 6 6 号																																																				
名 称	位 置																																																				
法恩寺橋公衆便所	〔略〕																																																				
枕橋際公衆便所	〔略〕																																																				
錦糸公園内公衆便所	〔略〕																																																				
言問橋際公衆便所	東京都墨田区向島二丁目 1 番 6 6 号																																																				
東京都慰霊堂北側公衆便所～永倉公衆便所	〔略〕																																																				
長崎橋際公衆便所	〔略〕																																																				
業平橋際公衆便所	東京都墨田区東駒形四丁目 1 5 番 1 8 号																																																				
江東橋際公衆便所～白鬚公衆便所	〔略〕																																																				
〔新設〕																																																					
〔新設〕																																																					
〔新設〕																																																					
〔新設〕																																																					

付 則

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。